

渡辺が見た文書は本件文書と異なり冒頭3行部分がない5行のものであったと答えたことを否定しているところ、この証言は、渡辺の上記回答書における記載とも整合している。これに対し、同日における渡辺の原告に対する発言に関する原告の主張に沿う証拠は、いずれも原告の記憶に基づく伝聞に止まり、他にこれを裏付ける証拠はないから（原告は、平成18年4月12日作成の「渡辺浩記者（産経新聞教科書取材班）の証言メモ」と題する書面（甲9）において、同月6日における渡辺との会話についてテープに記録されていると記述しているが、本件訴訟において、当該テープを証拠として提出していない。）、渡辺の証言に照らし、原告に主張に沿う証拠をもって、原告の主張に係る渡辺の発言を認めることはできない。

(ウ) そうすると、原告の主張に沿う前掲各証拠をもって、渡辺が原告に対して本件文書の作成に関与したことを認め、被告、宮崎及び新田に策謀を止めるよう伝えたと話したと認めることはできず、他にこれを認めるに足りる証拠はない。

イ 鈴木に対する発言について

(ア) 原告は、渡辺が、平成18年4月4日に鈴木と面談した際、渡辺が鈴木に謝罪し、「とにかく謀略はいけません。八木、宮崎にもう謀略は止めようと言ったので、もう謀略はありませんから。」「私は産経新聞を首になるかもしれない。」などと言って謝罪したと主張し、原告のブログ（甲10）、鈴木陳述書（甲19）、同月30日開催のつくる会理事会における鈴木発言（甲30の2）及び証人鈴木の証言中には、この主張に沿う部分がある。

(イ) そこで検討すると、証人渡辺及び証人鈴木の証言によれば、渡辺が、鈴木に対して面会を求め、同月4日午後2時ころ、東京駅前の丸ビルの喫茶店において、鈴木と面会したことが認められるものの、渡辺は、そ

の証人尋問において、渡辺の方から「謀略」、「首になる」などの発言はしておらず、むしろ鈴木が「あなたは（産経新聞社を）首になるよ。」と発言したと証言しているところ、渡辺の証言内容それ自体に不自然な点は見当たらない。

これに対し、同日における渡辺の鈴木に対する発言に関する原告の主張に沿う前掲各証拠は、いずれも鈴木記憶に基づくものに止まり、他にこれを裏付ける証拠はない。かえって、証人鈴木は、被告代理人による反対尋問において、原告の党歴に関して警視庁に行った問い合わせの結果について、回答がなかった旨証言したところ、原告代理人による再主尋問において、取材源の問題があることから、原告代理人と打ち合わせて記憶と異なった証言をしたことを認めるに至っており、その信用性には問題を指摘せざるを得ない。

そうすると、証人渡辺の証言に照らし、原告の主張に沿う前掲各証拠をもって、渡辺が鈴木に対し原告の主張に係る発言をしたことを認めることはできない。

ウ 渡辺の発言後の経緯について

原告は、渡辺が、被告、宮崎及び新田に対し、策謀を止めるよう伝えた後、文書の送付等がなくなったと主張し、原告本人尋問の結果中にも、この主張に沿う部分がある。

しかしながら、渡辺が、被告、宮崎及び新田に対して、策謀を止めるように伝えたとの事実を認めることができないことは前記アのとおりであるから、上記主張を前提として被告による本件文書の作成及び配布の事実を推認することはできない。

(2) 被告の告白について

ア 原告は、平成18年4月5日、被告が鈴木と面談した際、被告が「謀略文書を作ったのは産経の渡辺君のくせに。」、「彼は、1通、いや2通作

った。これは出来がいいとか言ってニヤニヤしていたんだから。」などと話したと主張する。

そして、原告のブログ（甲10）、鈴木の陳述書（甲19）及び証人鈴木の証言中には上記主張に沿う部分があり、同月30日開催のつくる会理事会における鈴木が発言（甲30の2）中にも、これに沿う部分がある。また、被告自身も、本人尋問において、鈴木に対し、怪文書は渡辺氏こそが作ったといえるのじゃないかなどと話したことを認めており、この事実は原告の主張に沿うものと一応いうことができる。

イ これに対し、被告は、渡辺が、以前、風刺漫画を被告の自宅に送付してきたことがあったところ、鈴木が、渡辺は被告が本件文書を作成したと言っていたという誤導の発言をしたことから、とっさにそのような発言をしたとされた渡辺への反感もあり、抗議の意味を込めて、渡辺が風刺漫画を自ら作成して被告に送付してきたという誤解に基づく認識を前提として、上記風刺漫画を作成したのは渡辺である旨の発言をしたものであると主張し、被告本人尋問の結果中にはこれに沿う部分がある。

また、甲30の2及び乙6によれば、被告は、平成18年4月30日開催のつくる会理事会において、本件文書への関与について質問されたのに対し、「謀略文書云々については、それを彼（渡辺記者）が送ったかどうかは私はわかりません。（被告の）家に別なものをつくって送ってきたことがあります。それは、（西尾宅に）送られたものとは違います。」と答えたこと、被告は、同年7月ころ、「諸君！」2006年9月号に掲載された「西尾・藤岡両氏に物申す」と題する手記において、「同氏（渡辺）によれば、産経新聞社には『つくる会』内紛に関して二月から三月に掛けて怪文書紛いのものが多数送られてきた。私を誹謗中傷したものや西尾・藤岡両氏を非難したものが、何枚かを照会の意味で私の自宅にファックスで送ったという。その中の二通（西尾・藤岡両氏を揶揄したもの、藤

岡氏の手法を非難したもの) について『これは出来がいい』と渡辺氏が電話で述べたので、私は同氏の自画自賛だと思い込んでしまったのが真相だ。渡辺氏はそのことを四月三十日夜に私に伝えたというが、大した問題だと思わなかったので記憶に残っていなかった。渡辺記者及び産経新聞社には私の勘違いと不用意な発言により、著しく名誉を傷付けたことを深くお詫びする。」と記述していることの各事実が認められ、これらの事実は被告の主張と整合するものである。

さらに、渡辺も、証人尋問において、平成18年4月30日に被告に電話をし、同日開催のつくる会理事会における被告の発言内容について問い合わせたところ、被告は、渡辺が送付した風刺漫画は渡辺が作成したものと誤解していたので、そうではなく、渡辺のところに来たものを送付したものであることを説明したと証言しており、この証言も被告の主張を裏付けるものといえることができる。

ウ 被告の主張に沿う上記各証拠及び事実に照らせば、被告が、鈴木に対して怪文書は渡辺氏こそが作ったといえるのじゃないかなどと発言したことをもって、被告が本件文書の作成及び送付に関与していることを推認することはできない。

なお、甲30の2によれば、被告が、同年4月30日開催のつくる会理事会において、「私を支持してくれている人たちがやったということと言われるのであれば、それはそうかもしれません。」と発言したことが認められるものの、被告の上記発言は、被告が、被告の支持者が本件文書の作成及び配布等に関与している可能性について推測して言及したにすぎないものであって、この発言をもって被告が本件文書の作成及び配布に関与していることを推認することもできない。

(3) 土井の関与について

原告は、被告に近い立場にある土井が本件文書の別のバージョンを所持し

ていたこと、的場及び渡辺が、鈴木に対して、土井が本件文書の送信したと認めていたことも、被告が本件文書の作成及び配布を行ったことを推認させると主張する。そして、鈴木の前記(1)イ(イ)の陳述書(甲19, 27)及び証言中にはこの主張に沿う部分がある。

そこで検討すると、甲11, 29によれば、土井が本件文書の別のバージョンを所持していた事実は認められるが、同時に、本件文書の多数のバージョンがつくる会の関係者の間で出回っていたことも認められるから、土井が本件文書の別のバージョンを所持していたことをもって、土井が本件文書の作成及び送信に関与していたと推認することはできない。

また、土井が本件文書を送信していたとの的場及び渡辺の発言に関する証拠は、いずれも鈴木の記憶に基づく伝聞に止まり、渡辺はその証人尋問において上記発言を明確に否定しているところ、鈴木の証言の信用性に問題なしとしないことは、前記(1)イ(イ)のとおりであり、他にこれを裏付ける証拠はないから、原告の主張に沿う上記各証拠をもって、的場及び渡辺が上記発言をしたことを認めることはできない。

そうすると、本件文書の作成及び配布への土井の関与を認めることができない以上、それを前提として本件文書の作成及び配布への被告の関与を推認することもできない。

(4) 書簡添付文書について

ア 原告は、書簡添付文書に添付されていたのは、鈴木が被告に交付した鈴木交付文書の一部であり、書簡添付文書の1枚目に記載されていた内容は被告及び新田しか知り得ないものであったから、書簡添付文書を作成及び送信したのは被告であり、そうすると、本件文書もまた被告が作成及び配布したと主張する。

イ そこで検討すると、甲3, 12, 14, 19から21まで、甲30の2及び証人鈴木の証言によれば、次の事実が認められる。

(ア) 西尾は、平成18年2月3日、原告に対し、前日の執行部の打合せにおける原告の対応について、被告のペースにはまっていたと非難するとともに、原告が被告に対する文書攻撃を開始してつくる会の覇権を獲得することを求め、原告を応援するよう三副会長及び福地に檄を飛ばしたことを伝える電子メールを送信した。これに対し、原告は、その写しに、原告が覇権を求めたことはなく、宮崎、新田ら4名及び被告の行動に良識派が怒っているにすぎない旨手書きで反論を加えたものを西尾にファクシミリ送信した。これに対し、西尾は、再度、原告の言い分は綺麗事にすぎ、西尾ら良識派は原告を会長にするのがさしあたりの終着点であるところ、今のままでは宮崎辞任後には、新田ら4名を容認し、会の活動の再開を急ぐ流れとなり、被告の思惑どおりになりかねない旨手書きでコメントを加えて原告にファクシミリ送信した。

原告は、同日夕方、鈴木に対し、上記の西尾・藤岡往復書簡をファクシミリ送信した。

(イ) 鈴木は、同年3月24日ころ、被告に対し、西尾・藤岡往復書簡に記載されている「宮崎・4人組・八木」という手書きの部分を「宮崎・4人組+八木」と書き換えた鈴木交付文書を交付した。その際、鈴木は、被告に対し、同書簡は、原告と西尾間の書簡であって、被告に交付することを原告にも断っていないので、他人に見せないようにと注意した。

(ウ) 同年4月1日深夜、西尾の自宅に、西尾・藤岡往復書簡の一部を削除した文書が添付された書簡添付文書がファクシミリ送信された。書簡添付文書の1枚目には、「『フジ産経グループ代表の日枝さんが私に支持を表明した』と八木が明かすと会場は静まり返りました。」、「藤岡は『私は西尾から煽動メールを受け取ったが反論した』と証拠資料を配りました。代々木党员問題はうまく逃げましたが、妻は党员でしょう。」などと記載されていた。なお、書簡添付文書に添付された書簡部分にお

いては、手書き部分は「宮崎・4人組+八木」と記載されていた。

(エ) 鈴木は、西尾・藤岡往復書簡が書簡添付文書の一部として流通していることを知り、同月7日ころ、被告に鈴木交付文書の管理状況について問い合わせたところ、被告は「たたんで家に置いてあり、誰にも見せていない。」旨回答した。

(オ) その後、鈴木は、同月12日ころ、原告から書簡添付文書を見せられ、鈴木交付文書と一致すると考えたことから、被告に対し、再度、鈴木交付文書を外部に出したのではないかと問い詰めたところ、被告は、実は新田にファクシミリ送信したと答えた。

(カ) 被告は、同月30日開催のつくる会理事会において、鈴木交付文書を新田にファクシミリ送信したことを認めた。

(キ) 被告は、雑誌「SAPIO」2006年7月12日号に掲載された本件第2手記において、「『西尾・藤岡往復書簡』のコピーを私は鈴木尚之氏から3月23日午前にファックスで受信した。その1時間後に新田均氏に懇請されて新田氏宅にファックスした。後で知ったことだが、新田氏はそれを多数コピーして関係者に渡したという。」、「実はこの『往復書簡』のポイントは、名誉会長の称号を返上し『書齋にもどる』ことを言明した西尾氏が『八木おろし』の主役を務めていたことを示していたことにある。私は鈴木氏からこの文書が西尾『主犯』説を立証する証拠として渡され、実際、手にしてみても内容に驚愕した。私に対する多くの理事の不可解な行動がすべて西尾氏の指令に基づくものであったことを示すものだったからだ。新田氏に転送したのは私一人では抱えきれない大きな問題が記されていると思ったからであり、新田氏が関係者に渡したのも同氏の推理を裏付ける決定的な資料と想っていたことだ。」と記述した。

上記の事実によれば、書簡添付文書に添付された書簡部分は、鈴木が被

告に交付した鈴木交付文書の写しであることが認められ、この事実は、被告が書簡添付文書の作成に関与したことを窺わせるものと一応いうことができる。

ウ これに対し、被告は、鈴木交付文書を、鈴木から受領後ほどなく第三者に交付しており、書簡添付文書の2枚目の出所が被告と特定されることにはならないと主張し、本人尋問においても、西尾・藤岡往復書簡を原告と西尾が被告をつくる会から追放することを画策している文書であると認識し、これを隠すことはできないと考えて、鈴木交付文書を新田にファクシミリ送信したと供述する。

そして、西尾・藤岡往復書簡の上記イ(ア)認定の記載内容に照らせば、被告が西尾・藤岡往復書簡を重大なものと考えて新田に送付したとの上記供述は、不自然なものとはいえず、また、当該内容は、被告が自分一人では抱えきれない大きな問題が記されていると思って新田に転送し、新田も同人の推理を裏付ける決定的な資料と思って関係者に渡したとする上記イ(キ)認定の本件第2手記の記述とも整合する。これに加えて、被告は、平成18年4月12日ころから一貫して、鈴木交付文書を新田に送信したと供述していることを考慮すれば、被告が、新田に対して鈴木交付文書を交付し、その後、新田が関係者にそのコピーを交付したことを推認することができる。

そうすると、被告が鈴木交付文書を他の者に交付していないとの前提に立つ原告の前記主張は、その前提を異にするものであり、書簡添付文書に添付された書簡部分が、鈴木交付文書の写しであることをもって、被告が書簡添付文書を送信したと認めることはできない。

エ また、原告は、書簡添付文書の1枚目には「『フジ産経グループ代表の日枝さんが私に支持を表明した』と八木が明かすと会場は静まり返りました。」との記載があるところ、同年3月28日開催のつくる会理事会にお

いて被告が上記記載と同趣旨の発言をしていることをもって、書簡添付文書を作成した者は、上記理事会に出席していた者の中で、同文書を作成する動機を有する被告及び新田以外には存在しないと主張する。

なるほど、甲35、36によれば、上記理事会において、種子島が、「『つくる会』新しい出発のために」と題する資料を配付して、フジサンケイグループが被告の早急な会長復帰を望んでいると説明した際に、被告が、「私内々に聞いておりますが、今は、だいたいそういう、ここに種子島会長がお書きになった通りでございます。日枝会長に、私は直接お会いをして、こう伺っております。」と発言したことが認められ、この事実は原告の主張に沿うものと一応いうことができる。

しかしながら、上記理事会は同年3月28日に開催されたところ、書簡添付文書が西尾宅に送付されたのは同年4月1日の深夜であることは上記イ(ウ)に認定のとおりであり、その間数日の開きがある。そうすると、上記理事会の出席者以外の者が、上記理事会の出席者から議事内容を聞いた可能性も否定できない以上、書簡添付文書の1枚目に上記理事会における被告の発言と同趣旨の記載があることをもって、被告及び新田が書簡添付文書を作成及び配布したと推認することはできない。

(5) 赤旗記事文書について

ア 原告は、赤旗記事文書について、原告の岳父である船山謙次の活動の証拠となる記事を複数検出したことを明瞭に窺わせるものであるところ、そのためには記事検索システムの利用が不可欠であるから、同文書を産経新聞社のバックナンバー記事の検索システムを利用し得る渡辺が作成したことは明らかであり、そのことは渡辺と共謀していた被告が本件文書を作成及び配布した根拠となると主張するところ、甲10、31及び原告本人尋問の結果中にはこれに沿う部分がある。

また、甲22によれば、西尾の自宅に、平成18年3月30日、赤旗記

事文書がファクシミリ送信されたこと、赤旗記事文書は、平成5年7月3日付「しんぶん赤旗」に掲載された平成5年総選挙において日本共産党を支持している「各界各層の人びと」の一覧のコピーに、その中の「船山謙次（元北海道教大学学長，元日本術会議会員）」との記載を拡大したもの及び「藤岡先生の岳父，船山謙次先生の活動のごく一部です。」とのコメント等を付したものであることが認められる。

イ そこで検討すると、原告の主張は、赤旗記事文書の作成には、産経新聞社に存在する記事検索システムが不可欠であることを前提とするものであるところ、原告は、しんぶん赤旗の記事検索システムが産経新聞社に存在する旨供述するものの、上記検索システムが産経新聞社以外に存在しないこと及び平成5年7月3日付記事の検索には上記検索システムが不可欠であることについては、立証がないといわざるを得ない。

これに対し、原告が作成者と主張する渡辺は、その証人尋問において、赤旗記事文書への関与を明確に否定している。

そうすると、渡辺の証言に照らし、原告の主張に沿う前掲各証拠をもって、渡辺が赤旗記事文書を作成したと推認することはできない。

(6) 動機について

原告は、原告のつくる会からの除名動議が否決されたため、被告は原告を失脚させる別の方法を探していたのであり、つくる会内部において原告を失脚させる動機を有する者は被告のグループ以外には存在しないと主張し、甲12，14，24，31中には上記主張に沿う部分がある。

そこで検討すると、つくる会において、平成17年8月ころから、執行部及び理事会内部で激しい意見対立が生じており、原告及び西尾を中心とした執行部と、西尾の影響力の排除を求める新田ら4名とが対立していたこと、被告は、当初、原告及び西尾を支持する立場であったが、次第に新田ら4名の意見に同調するようになったことから、原告らは被告に対する不満を強め

ていったこと、平成18年2月27日開催のつくる会理事会において、原告の副会長からの除名動議が新田により提出され、被告は賛成票を投じたものの、僅差で否決されたことは、前記第2の1(2)ア及びイに認定のとおりである。

しかしながら、つくる会内部において、原告を中心とするグループと被告を中心とするグループの対立が存在していたとしても、そのことから、直ちに本件文書の作成及び配布が被告によるものと推認することはできないし、仮に、本件文書の作成及び配布が被告の支持者によるものであるとしても、そのことから、直ちに被告が関与したものと推認することもできない。

- (7) 以上によれば、原告主張の事実及びこれに沿う証拠をもって、被告が本件文書の作成及び配布を行い、又はこれに関与したと認めることはできず、他にこれを認めるに足りる証拠はない。

2 争点(2) (本件文書等の名誉毀損性) について

- (1) 原告は、被告が、本件文書等により、原告が平成13年に日本共産党を離党したという事実を摘示したところ、この摘示事實は、原告が日本共産党員でありながらそれを隠し、保守的教育観を掲げるつくる会の内部であたかもスパイとして活動していた背信者であるという印象を与えるものであり、原告の名誉を著しく毀損するものであると主張する。

これに対し、被告は、一般に政党所属履歴は、それ自体で人の社会的信用の低下をもたらすとはいえないし、また、本件第1手記及び本件第2手記は、先行する西尾手記に対して被告の立場を明らかにした正当な論評であり、原告の日本共産党歴は、その過程で若干触れたにすぎず、本件記述1及び本件記述2から、原告が平成13年になって日本共産党を離党したという事実があったと認識することは困難であると主張する。

- (2) まず、本件文書については、被告が本件文書の作成及び配布を行い、又はこれに関与したと認めることができないことは、上記1に判示のとおりであ

り、その余について判断するまでもなく原告の請求は理由がないことが明らかであるので、本件文書の名誉毀損性については判断しない。

ところで、雑誌に掲載されたある記事の意味内容が他人の社会的評価を低下させるものであるかどうかは、当該記事についての一般の読者の普通の注意と読み方とを基準として判断すべきであるから（最高裁昭和29年(才)第634号同31年7月20日第二小法廷判決・民集10巻8号1059頁参照）、以下、この観点から、本件記述1及び本件記述2が、原告の名誉を毀損するか否かについて検討する。

ア 本件記述1について

本件第1手記（甲2）には、冒頭の小見出しに「推測に基づく『S A P I O』誌上の西尾氏の批判」とあること、手記の総論部分において「『S A P I O』（六月十四号）で、西尾幹二氏が自らの非を何ら認めることなく、推測に基づき他の人々の批判を展開しているけれども、私は自らの体験を中心に、可能な限り感情的にならず客観的に自省的に記していきたい。」とあることから、本件第1手記の読者としては、その記述は、西尾からの批判に対する反論として位置づけられることが理解できると解される。

そして、本件記述1においては、その冒頭に、「藤岡氏の共産党履歴に関する文書について、私がこの文書に関わっているとの疑惑が浮上したとして、藤岡氏と福地氏が問題にし、種子島会長に私を査問するよう求め始めた。」と記載され、その次に、本件文書を巡る事実関係に関する記載がされ、最後に、「結局、それが私が言い回っているという話にされてしまった。そればかりか、その文書自体を私が捏造したものとの嫌疑まで一部から掛けられた。」と記載されるという構成となっていることからすると、本件第1手記の読者としては、前記の本件第1手記の位置づけと合わせ、本件記述1の主題は、被告が本件文書の作成に関わっており、原告の共産

党履歴について被告が言い回しているとの批判に対する反論にあると理解するものと解される。

また、上記の本件文書を巡る事実関係としては、3月中旬ころには被告の手元に本件文書が来ていたこと、本件文書の「H13 日共離党」という記述は噂になっており、念のために知り合いの公安関係者に問い合わせたところ、「確かにうちのデータではそうなっていますね」との回答があったので、親しい人数人に「公安関係者はそう言っていますね」と語ったこと、それを福地にも話したことが記載されており、これが、被告が本件文書の作成に関わっておらず、原告の共産党履歴について言い回っていないという反論の根拠となっている。

そして、原告が、「H13 日共離党」との記述に関しては、「私は正式に離党が受理されるまでに時間が掛かったのでは、くらいに受け止め、あまり問題にしていなかった。」と記載されており、このほか、平成13年が原告がつくる会に所属している時期であって重要な意味を持つことを窺わせる記述は格別存在しないことからすると、本件第1手記の読者としては、原告は、日本共産党に所属していた時期があったが、平成13年より前の時期に離党しており、離党歴そのものは重要な問題ではないと理解するものと解される。

本件記述1について、一般の読者の普通の注意と読み方とを基準に、上記のような本件記述1の内容や「H13 日共離党」とある部分の前後の文脈を考慮すると、原告が平成13年まで日本共産党に所属していたところ、同年に離党したという事実を断定的に主張するものと理解されるとはいえず、本件記述1が上記事実を摘示したものと解することはできない。

イ 本件記述2について

本件第2手記(甲3)には、その見出しに「SAPIO6月14日号『私が「新しい歴史教科書をつくる会」を去った理由』に異議あり」、

「西尾幹二氏の『手記』に反論する」とあること、同手記の冒頭には「私に関わる記述についてのみ事実関係を明らかにし、反論する。」との記載があることから、本件第2手記の読者としては、その記述は、西尾手記に対する反論としてされたものであると理解することは明らかである。

そして、被告が「『公安と自分はパイプがあって、これには確かな証言がある』と触れ回っていた」との西尾手記の記述に対して、本件記述2においては、被告の認識する事実経過として、原告の日本共産党歴に関わる「警察公安情報」について、「公安関係者に問い合わせた」ところ、「うちのデータではそうなっている」との回答を受けたので、「それを親しい数人に話しただけ」であること、福地に会った際、原告の日本共産党歴の話が出たので「公安関係者はそう言っていますね」と言っただけであること等が記載されている。他方、本件記述2には、原告が日本共産党を離党した年度等の記載は存在しない。

本件記述2について、一般の読者の普通の注意と読み方とを基準に、上記のような本件記述2の内容を考慮すると、原告が平成13年まで日本共産党に所属していたところ、同年に離党したという事実を断定的に主張するものと理解されるとはいえず、本件記述2が上記事実を摘示したものと解することはできない。

- (3) そうであれば、本件記述1及び本件記述2をもって、原告が平成13年に日本共産党を離党したという事実を摘示したものと解することはできないから、原告が平成13年に日本共産党を離党したという事実を摘示することが原告の名誉を毀損するものであるか否かを判断するまでもなく、被告が本件第1手記及び本件第2手記の掲載により原告の名誉を毀損したことに基づく請求は理由がない。

3 結論

以上のとおりであって、原告の請求は、その余について判断するまでもなく

理由がないことが明らかであるから、これを棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第10部

裁判長裁判官 鹿子木 康

裁判官 藤本 博 史

裁判官 兼 田 由 貴

これは正本である。

平成20年10月31日

東京地方裁判所民事第10部合議係

裁判所書記官 相澤孝

